

第4章 青年期以降

1. 青年期以降の支援 ～ 義務教育終了後の相談・支援について ～

高等学校や大学等においては、進学や就労などその後の社会参加にむけた支援が必要となりますが、小中学校の特別支援教育体制に比べると遅れており、全体としては十分とは言えません。しかし、発達障害への対応に取り組んでいる私立学校もありますので、詳しいことは、各学校に直接お問い合わせください。

また、青年期以降のニーズや課題は非常に多様であり、社会生活上の不適應状況、家庭環境や家族関係に関する悩みなど、相談のきっかけは様々です。教育・就労・疾病などに関する相談を通して発達障害に、はじめて気づかれることも少なくありません。

(1) 相談

① 区の窓口

発達障害相談センター

江戸川区にお住まいの知的障害を伴わない発達障害(またはその疑い)のある方とそのご家族及び支援者を対象としています。

◆発達障害に関する相談(18歳以上)

家族関係や日常生活に関する悩みやお問い合わせに応じ、医療機関や就労等の相談機関の情報提供や制度の紹介を行います。なお、診断や検査は実施しておりません。

来所相談は、予約制です。

発達障害相談センター 11 ページ参照

発達障害相談センターのほか、次の各窓口で承ります。

障害相談第一係・障害相談第二係

知的障害者(児)を伴う方を対象に、愛の手帳の申請相談や福祉サービス利用の手続きを行うほか、教育・就労・通所に関する相談、日常生活に関する相談に応じます。

障害者福祉課 障害相談第一係 電話：5662-0052 本庁舎 2 階 1 番窓口

障害相談第二係 電話：5662-0053 本庁舎 2 階 1 番窓口

健康サポートセンター

知的障害を伴わない発達障害のある方を対象に、精神保健福祉手帳の申請受付を行うほか、精神保健やこころの健康に関する相談に応じます。

各健康サポートセンター 5 ページ参照

障害者が安心して働き続けることができるよう就労面と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。
障害者就労支援センター 50 ページ参照

② 地域活動支援センター（I型）

地域活動支援センターは、心身に障害がある方が、住み慣れた地域において可能な限り自らの意思でその人らしく自立した生活ができるよう、社会交流の促進、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会的孤立を防いでいくことを目的としています。

I型は、精神保健福祉士等の専門職が面接や電話・訪問等で、障害をお持ちの方やそのご家族などの様々な相談に応じ、より豊かな地域生活を送れるよう、一人ひとりに合わせたサポートを行います。

事業内容

1. 相談支援

日常生活で困っていることについて、電話や面談にて相談ができます。

2. 生活支援

食事作り、買い物、各種制度の利用、必要に応じ情報提供や同行等、様々な形で地域生活をサポートします。

3. 地域交流

友達を作りたい、のんびりと過ごしたいという方に、気軽に利用できる交流スペースを開放しています。その中で、パソコン教室や食事会その他各種プログラムを実施しています。

利用料

施設使用料 1日100円（プログラムによっては実費負担がかかる場合があります。）

相談のみは無料。

※それぞれの施設によって、プログラムが違いますので、ご利用の際は各施設にお問い合わせください。

※51ページの掲載もご参照ください。

施設名	住 所	電 話
地域活動・相談支援センター かさい	〒134-0083 中葛西 2-8-3 2F 地域活動・相談支援センターかさい 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	5679-6445
地域活動支援センター えどがわ	〒132-0031 松島 3-46-10 かつりJ-ホ 101 地域活動支援センターえどがわ 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	5879-0708
地域活動支援センター はるえ野	〒132-0003 春江町 2-41-8 地域活動支援センター はるえ野 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	5664-6070
地域活動支援センター こまつがわ	〒132-0034 小松川 2-9 小松川二丁目第3アパート1階 地域活動支援センターこまつがわ 社会福祉法人 ひらいルミナル (hirai-luminal.or.jp)	5858-6421

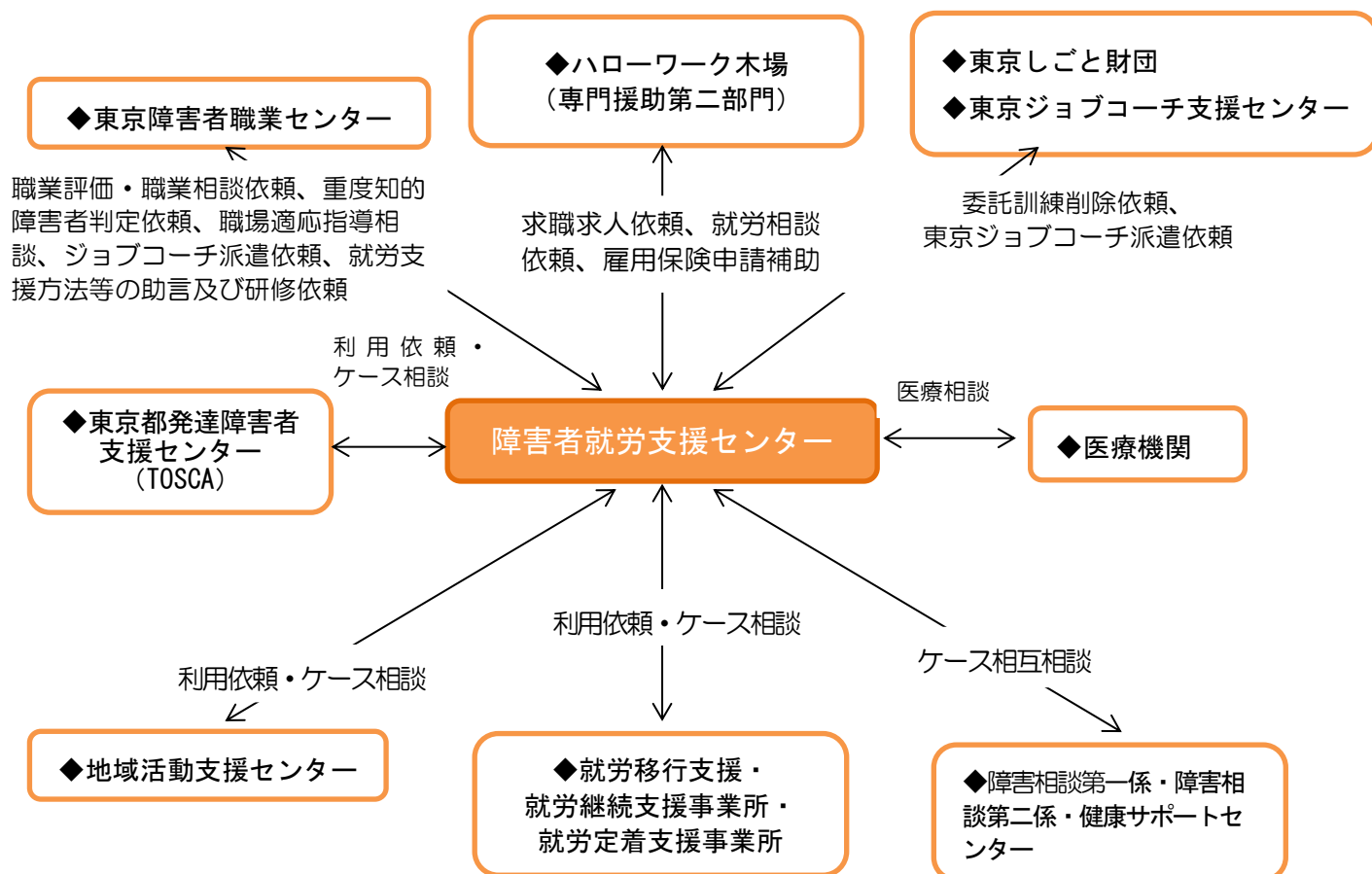
(2) 就労支援

① 障害者就労支援センター

江戸川区における障害がある方への就労支援については、障害者就労支援センターが中心になって相談を受け付けています。

発達障害の方についても、障害者手帳の有無に関わらず様々な相談に応じています。障害者就労支援センターで他機関とも連携をしながら、就労支援を行っています。

連携している他機関及び連携内容



住 所	〒133-0052 江戸川区東小岩6-15-2		
電 話	5622-6050	F A X	6801-7043
利用日時	月～金 8:30～20:00、土 8:30～17:00 (日・祝日・年末年始を除く)		
ホームページ	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kuseijoho/gaiyo/shisetsu_guide/bunya/kenkofukushi/fukushi/shogaishashuro.html		
対 象 者	企業等への一般就労を希望する障害者		

②地域活動支援センター

[精神障害者就労支援事業]（区委託事業）

「地域活動支援センターえどがわ」、「地域活動支援センターこまつがわ」及び「地域活動・相談支援センターかさい」で実施しています。

目的

就労を希望する精神障害者に対して、個々のニーズに応じながら関係機関と連携し、継続的にサポートします。

対象

江戸川区にお住まいの、就労についての相談や支援を必要とする精神障害のある方（15 歳以上）

内容

就労支援コーディネーターが、以下のような支援を行います。

1. 各種就労相談（面談、電話、訪問）
2. ハローワーク、医療機関、就職面接などに同行
3. 書類作成等の求職活動への支援
4. 就労先や就労訓練先への訪問
5. 就労を継続するために必要な生活支援
6. 心理面への相談支援

※区委託事業は、年度により変更する可能性がありますので、ご注意ください。

※この事業の利用を希望する方は、利用者登録が必要です。

まずは各地域活動支援センターにお問い合わせください。

地域活動支援センター 49 ページ 参照

2. 障害者総合支援法の障害福祉サービス

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用までのプロセスが異なります。

詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。

サービス利用時の問い合わせ先

知的障害を伴う場合は「知的障害者（児）」として、知的障害を伴わない場合は「精神障害者（児）」として手帳の有無にかかわらず、医師の診断等によりサービスの対象になります。

[担当]

知的障害者（児）、精神障害者（児）

- 福祉部障害者福祉課 障害相談第一係 電話 5662-0052（区役所本庁舎 2 階 1 番窓口）
障害相談第二係 電話 5662-0053（区役所本庁舎 2 階 1 番窓口）

精神障害者

- 各健康サポートセンター 5 ページ参照

[福祉サービスに係る給付等の体系]

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	★	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	★
	重度訪問介護			就労移行支援	★
	同行援護			就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	★
	行動援護	★		就労定着支援	★
	重度障害者等包括支援			自立生活援助	★
	短期入所（ショートステイ）	★		共同生活援助（グループホーム）	★
	療養介護				
	生活介護		支援事業	移動支援	★
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	★		地域活動支援センター	★
				福祉ホーム	

★発達障害者の利用が想定されるサービス

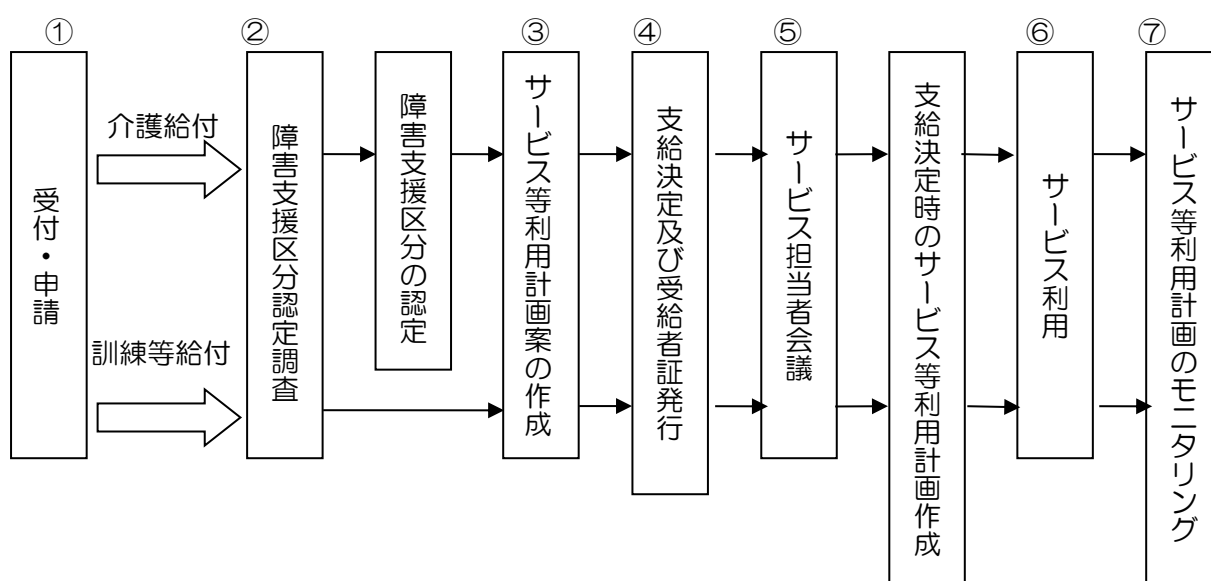
[福祉サービス利用までの流れ]

◆ 障害福祉サービスの利用までの流れを、おおまかに示します。

- ① サービス利用を希望される方は、担当窓口申請し、日程調整のうえ障害支援区分等についての調査を受けます。
- ② 区は、認定調査を実施します。介護給付及び訓練等給付(グループホームに限る)を利用する方については、一次判定、二次判定(認定審査会)を経て、障害支援区分を決定します。また、訓練等給付(グループホームを除く)及び地域生活支援事業を利用する方については、その必要度を判断します。

- ③ 区は、申請者(利用者)に、計画相談支援事業者が作成した「サービス等利用計画案」の提出を求めます。なお、自己作成（セルフプラン）することもできます。自己作成を希望する場合は、各担当窓口にご相談ください。
- ④ 区は、提出された計画案や調査の結果など、勘案すべき事項を踏まえて、支給決定し、受給者証を交付します。
- ⑤ 計画相談支援事業者は、サービス担当者会議を開催しサービス提供事業者との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑥ ⑤の利用計画に即したサービスを受給します。
- ⑦ 計画相談支援事業者は、一定期間ごとに計画のモニタリングを行います。

※計画相談支援事業者については、各担当窓口にお尋ねください。



* 障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す 6 段階の区分です。
(区分 1～6：区分 6 の方が、必要度が高い)

◆費用

利用にあたっては、利用に要する費用の 1 割を利用者に自己負担していただきます。ただし、利用者負担額には上限額があり、住民税の課税状況によって利用者ごとに異なります。また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する実費費用が発生する場合があります。